

愛媛県スマートシニアサッカーリーグ（70）要項

<ESSサッカーリーグ70>

第 1 条 名 称

このリーグは愛媛県スマートシニアサッカーリーグ 70（通称：ESSリーグ 70 以下記載はESS70）という。

第 2 条 加盟(入会)条件

1. (公財)日本サッカー協会登録シニアチームであること。
ESS70 内の二重登録は不可とする。60代の登録チームが違う選手については、当分の間は両チームでの出場を認める。ただし、60代で登録しているチームに70代のチームが無い場合に限る。オープン参加を含めて70代のチームを有するチームは、60代と70代は同一チームでの登録が必要。
2. 正・副2着のユニフォームを揃えること。(1番からの通し番号が望ましく、胸に番号とエンブレムもしくはチーム名を記入すること。できればパンツにも番号をつける事が望ましい。) ※詳細はユニフォーム規定参照
3. ESS70 に、チームとして加盟を希望する場合は、(オープン参加の場合 67歳以上)15名以上の選手登録と、4級審判員以上の有資格者が5名以上いることを条件とし、役員会で審査した後に、代表者会で決定する。
4. オープン参加チームに登録した選手は、他のチーム(シニア70)からの出場は認めない。(二重登録の不可)
5. オープン参加のチームについては、原則として、加入後4年目までに正規登録しなければならない。ただし、その期限までに正規登録できないときは、代表者会の承認を得て、オープン参加の期限を1年を超えない範囲内で延長することができる。
6. 前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来するときは、代表者会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。

第 3 条 加盟登録及び会費

1. リーグ開催までに所定の加盟登録票を事務局及び所属リーグチームへ提出するものとする。(西暦で記入)
2. リーグ開催途中において、選手を追加登録(協会登録)した場合は、シニア委員会の承認を受けた後に所属リーグチームへ登録票を提出(メール配信)すること。
3. 登録選手は、(公財)日本サッカー協会登録選手で昭和32年・西暦1957年4月1日までに生まれた者とする。
4. 会費は50,000円とする。

第 4 条 試合形式・順位

1. 2024/25 (公財)日本サッカー協会競技規則による。
2. チーム編成は、1部制とする。
3. 試合は、年2回の総当たりとする。
4. 試合時間は40分(20分ハーフ)とし、ボールは380g球を使用する。
5. 順位決定は勝ち点制とし、勝チームは3点、負けチームは0点、引き分けは1点を与える。
6. 棄権試合(没収試合)については、相手チームに勝ち点3を与え、点数は6対0とする。なお、この試合の得点については、得点王からは除くものとする。

- る。
7. 年間順位は、勝ち点の多いチームからとし、同勝ち点の場合は得失点差の多いチーム、次に総得点の多いチーム、直接対戦の結果（イ：勝点、ロ：得失点差、ハ：総得点数）で順位を決定するが、全項目において同一の場合は、抽選により決定する。
 8. シニア委員会がリーグ戦期間中に全日程の消化が困難であると認めた場合の年間順位は、その時点においてシニア委員会が定める方法により決定する。
 9. リーグ優勝チームについては、年度試合終了後表彰を行う。
 10. 得点王については、リーグから1名選出し、年度試合終了後表彰を行う。なお、同得点の場合は生年月日が早いものを上位とする。
 11. E S S 70 のリーグ優勝チームは、翌年の JFA 全日本 0-70 サッカー大会四国地区大会の県代表とする。

第 5 条 審 判

1. 審判は、有資格者の帯同審判員で行う。
2. 審判員は、正規の服装を着用すること。
3. 審判員は、試合結果を報告すること。

第 6 条 制 裁

1. 1 試合で 2 枚のイエローカードをもらった選手は退場となる。
2. イエローカード 2 枚累積で、次の公式戦（入替戦）は出場停止とする。累積については、翌年度へは繰り越さない。
3. 一つの試合で退場処分を科せられた選手は、次の試合は出場停止となり、その後の処分は規律委員会で決定する。
4. 一つの試合で退場処分を科せられた選手が、年内のリーグ戦で出場停止処分を消化しきれない場合は、次の公式戦（入替戦・次節リーグ戦）に適用される。
5. 出場停止選手が移籍等で他チームへ移った場合など、大会間の伝達が必要な場合の伝達責任者は当事者（選手/当該チーム）にあり、手続きを怠って試合に出場した場合は出場停止処分の消化試合対象となり、規律委員会により制裁が科せられる。
6. 種別が違うリーグで受けた制裁は、その他のリーグへは持ち越さない。

第 7 条 シニア委員会の組織と報酬

1. E S S 70 の会長は、愛媛県サッカー協会会長が任に当たる。
2. シニア委員会の組織・職務及び報酬は、愛媛県シニアサッカーリーグ規約による。
3. シニア委員会は東予・中予・南予に支部を置く。
4. シニア委員会に規律委員会及び審判委員会を置く。

第 8 条 規律委員会・審判委員会

1. 規律委員会は、シニア委員長・シニア副委員長・会計・審判委員長・審判副委員長・広報委員・運営委員で組織し、シニア委員長が規律委員会を代表する。
2. 審判委員会は、シニア委員長・シニア副委員長・シニア審判委員長・シニア審判副委員長で組織し、シニア審判委員長が審判委員会を代表する。

第 9 条 補助金について

1. 四国大会出場チームに参加料を支給する。
2. 全国大会（シニア70）出場チームに50,000円（四国予選含む）を上限に支給する。
3. シニアリーグより、グラウンドを使用している行政（グラウンド管理者）に対して、補助を出すことができる。

第10条 表彰

1. 一般社団法人愛媛県サッカー協会シニア委員会表彰規程（別紙）により表彰を行うことができる。

第11条 附則

1. グラウンド設営は、第1試合の設営チームによる指示・指導のもと、両チームで行う。関係チームは連絡を密に取り合い、相互扶助の精神で対応すること。（ホーム制を導入し、施設等の最終管理まで責任を持つようにする。）
2. グラウンドの片付けは、最終試合の両チームが行うこと。
3. ゴミ（空缶、ペットボトル、吸殻、テープなど）は必ず持ち帰ること。
4. 各グラウンドの使用要綱を遵守すること。
5. スポーツ保険に加入すること。
6. 棄権試合（没収試合）を年2回以上行ったチームについては、規律委員会で罰則（2回目以降 1試合につき20,000円の反則金）を設けて対処する。また、審判担当になっている場合は審判員を確保すること。
7. 先発メンバーについては、2部作成し審判と相手チームに1部渡すようにする。
8. 審判員は、有資格者（4級以上）の帯同審判員とし、試合終了後メンバー表・審判報告書を火曜日までにシニア委員会役員（広報担当者その他シニア委員会が指定する者）へメールで配信する。
審判員は4名以上（主審、副審2名、第4の審判1名以上）とする。
9. 選手交替は自由とし、回数についても上限を設置しない。交替表は不要とする。（メンバー表に○で表示する）
10. 加盟登録票の背番号については、登録メンバーを全員記入する。
ユニフォームは毎試合必ず2種類準備し、ホームチームのユニフォームの色を優先する。（試合については、メンバー表の背番号で行う。）
11. 県サッカー協会に加盟登録票提出のため、背番号は必要。
12. 選手ID（協会登録番号）については、チームで電子ID登録証をプリントアウトし常時携帯しておくこと。審判より提示を求められた場合は、速やかに開示できるようにしておく。また、スマートフォン等の電子機器による開示も可とする。
リーグ途中で新規登録しIDが確認できない場合は、Web登録票と免許証で本人確認を行う。
※ シニアリーグでは、選手の顔写真が張り付けられている選手登録一覧を選手IDの代用として認める。
13. ESS70内の二重登録は不可とする。60代の登録チームが違う選手については、当分の間は両チームでの出場を認める。ただし、60代で登録しているチームに70代のチームが無い場合に限る。オープン参加を含めて70代のチ

ームを有するチームは、60代と70代は同一チームでの登録が必要。

14. 同チーム名の40代・50代・60代・70代のユニフォームは同じでなければならない。(同じユニフォームになってないチームに対しては新規参入時の1年間を限定として別のユニフォームを認める。)
15. 審判におけるスポーツメガネ等以外の装着は原則禁止とするが、やむを得ない理由で通常的眼鏡を使用する場合は、両チームに明示するとともに全責任を個人が負うものとする。
16. 選手の補聴器については、装飾品と同じ扱いであるが安全面を考慮して審判の判断で使用を認めることができる。ただし、相手チームの承諾を条件とする。
17. 選手が着用するアンダーシャツ等(ユニフォームを除く。)の取扱いは、次のとおりとする。ただし、着用するユニフォームの最終判断は主審が決定する。
 - (1) ストッキングの上から行うテーピングや足首サポーターの使用を認める。
 - (2) ユニフォームの下に着用するアンダーシャツ、アンダーショーツ及びタイツの色は問わない。この場合において、チーム内で同色のものを統一して着用しなければならない。
 - (3) 四国大会以上の大会等に参加する場合は、当該大会の規程に従う。
18. 加盟チーム又はこれに所属する登録選手が本要項に基づく義務を怠り、又は違反し、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手は、(一社)愛媛県サッカー協会の規律・フェアプレー委員会等において懲罰を科す。